TAX JUSTICE

「公正な税制を求める市民連絡会」会報

タックス・ジャスティス

発行：公正な税制を求める市民連絡会

［事務局 連絡先］〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会 検索
HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp

Vol.8 2017.4

ともに怒り、学び、求めよう

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表　主婦連合会 参与　**山根香織**

物やサービスが溢れ、一見豊かに見える社会の中で、生きづらさや閉塞感を抱く人が増え、深刻な貧困と格差が拡大し続けている実情を知る時、怒りと無念さを覚えずにはいられません。

主婦連合会は、戦後の混乱期の1948年に「おしゃもじとエプロン」をシンボルに誕生しました。物のない苦しい時代に立ち上がった人々は、必死に生き、くらしに必要な物や様々な制度、協同の仕組みを作って社会を向上させてきました。普通の生活者の声を政治にぶつけて「台所から政治をよくしよう」という願いがずっと運動を支え、「消費者の権利を確立し、いのちとくらしを守るために必要な活動をする」ことを目的に今日まで活動が続いています。

運動の歴史は、社会をより良くするには市民の厳しい目や強い働きかけが必須であることを教えています。安全・安心よりも企業の利益、弱い者は自己責任といった今の風潮に対しもっと怒り、これを許さず一人ひとりが暮らしやすい社会にするための学び合いと結束が必要です。

私たちは“豊かさ”をどこかで取り違え、それに気付きながらも流されて来てしまったのではないか。いつの間にか、社会全体の幸せよりも、自分の幸せばかり追求するようになってしまったのではないか。そう思えてなりません。これを人間の性（さが）とあきらめては前に進めません。

世界や日本で起きる悲惨な事件や事故の背景にも、多くの場合人間の驕りや身勝手さの蓄積があります。嘆くだけでなく、何を変えなければならないのか、そのために何を始めれば良いか、自分に出来ることは何かを考えて実行する時なのだと思います。

大きな災害が起き、「絆」「共生」といった言葉が広がり、皆で繋がろう、人の痛みを知り寄り添おう、お互いさま、という意識が定着するかと思われましたが、真逆である「排除」「分断」が世界で猛威を振るいつつあるように見え、恐ろしい限りです。私たちは、本来弱い立場の人に一番寄り添うべきである政治が違う方向を向いていることを改めさせ、財力・権力を持ったものをより強くするための政策にNO!を突き付けなければなりません。

「公正な税制を求める市民連絡会」では、学習会等を経て大企業や富裕層が応分の税を納めていない実態を知り、あらゆる世代・層に広がる貧困問題や海外の社会保障制度等について、様々な切り口で学んできました。各地で税について語り合う「税金カフェ」の取り組みも定着し、参加者も増えています。また、許すことのできないタックスヘイブンの問題を契機に海外の団体との連携も始まりました。

公正に税が納められ、人のいのち、暮らし第一で公正に使われれば社会は大きく変わる筈です。税や福祉のあり方についてもっと情報や意見を寄せ合い、誰もが自分で生き方を選べる温かい社会を次世代に残すために頑張りましょう。

誰もが抱える基礎的なニーズは税で満たせ

―「社会保険主義」の罪―

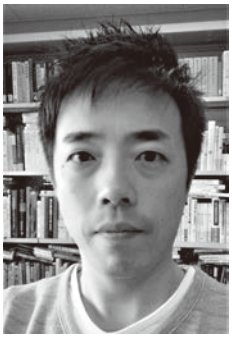

高端 正幸　たかはし　まさゆき

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。博士（経済学）。新潟県立大学准教授等をへて、現在、埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授。主著に『復興と日本財政の針路』（岩波書店）、『福祉財政（福祉+α）』（共編著、ミネルヴァ書房、近刊）など。

消費税の増税、タックス・ヘイブン問題など、税の負担に関する異議申し立ての声は、昨今高まりつつあるように思います。しかし、困窮した家計に一番重くのしかかっているのは、国民年金や健康保険、介護保険などの社会保険料です。問題とその背景を考えてみましょう。

保険料負担の不公平と「社会保険主義」

立教大学の池上岳彦氏が、直近の2016年について、所得課税（所得税+住民税所得割）と社会保険料負担が給与所得者の世帯所得（世帯収入から給与所得控除を差し引いたもの）に占める割合をシミュレーションしています(表1)。

一目瞭然ですね。家計に余裕がないほど、所得のうちの大きな部分が社会保険料で持っていかれます。つまり逆進的です。しかも、所得課税には扶養する子どもの数などに応じた所得控除があり、負担が軽減されますが、社会保険料では世帯の事情も考慮されないのです。

【表1】　世帯所得に対する所得課税・社会保険料負担の割合

世帯のタイプ	世帯所得（万円）	所得課税負担（%）	社会保険料負担（%）
① 単身者	192	8.6	23.9
	346	10.6	22.1
	780	17.2	19.6
② 夫婦（共稼ぎ）	314	7.9	24.3
	692	10.6	22.1
	1,560	17.2	19.6
③ ひとり親・子2人（うち特定扶養1人）	192	1.3	23.9
	346	6.1	22.1
	780	13.6	19.6
④ 夫婦（共稼ぎ）・子2人（うち特定扶養1人）	314	3.4	24.3
	692	8.1	22.1
	1,560	15.4	19.6

注）社会保険料負担は、厚生年金、協会けんぽ（介護分含む）、雇用保険の負担を合わせた平均的なケース。所得課税負担は、給与所得者のケース。
出所）池上岳彦『社会保障の財源問題―租税と社会保険料をめぐる論点―』社会政策学会2016年秋季大会　報告ペーパーの図表を簡略化。

なぜ社会保険料の負担はこれほどまでに不公平なのでしょうか。根っこは、社会保険の根本的な原理にあります。年金・医療などの社会保険は、「保険料を納付することではじめて給付を受ける権利が発生する」という論理で成り立っています。保険料は、給付を受けるための対価なのです（使い道とは関係なく負担する租税とは、この点で異なります）。そのため、所得が低い人にも保険料を負担させることとなりますし、所得税のように累進的に負担させるという発想も社会保険の原理にそぐわないとされます。低所得者向けの保険料軽減措置はあっても、とにかくある程度払わせる―社会保険の体裁をとるかぎり、そうならざるを得ないのです。

しかも日本は、年金・失業・医療・介護、つまり社会保障制度の大半を社会保険に委ねる「社会保険主義」の国です。税の負担は先進諸国で最低レベルであるのに対し、社会保険料の負担はトップレベルです。個人の所得税負担より社会保険料負担の方が大きいのは、主要国中で日本だけ。それほどに、社会保険料負担は家計に重くのしかかっています。

公正な社会を追求するならば、税の負担だけでなく、社会保険料の負担のあり方を問わねばならないことは、明白なことだといえるでしょう。

「自主的責任」の社会保険と「タダでもらう」税による福祉？

「社会保険主義」の罪は、負担の不公平だけにとどまりません。社会保険料は、給付を受けるために支払う一種の対価であり、負担することで給付に対する権利を得られるものです。ですから、給付を受ける権利が明確となりますし、それゆえに負担に対する市民の理解も得やすいといえます。それは、社会保険制度のメリットです。

ただし、日本では、このような社会保険制度のメリットを強調し、「社会保険こそ社会保障の中心だ」と固く理解されてきたがために、税を財源とする福祉給付に対する偏った考え方が、政府や一部の学者によって流布されてきました。それは、「税を財源とする福祉サービスを受ける場合には、（社会保険の場合のように）受給者が保険料納付によって受給権を得るわけではない。そのため、福祉サービスを受給する必要性・必然性がきっちりと問われなければならない」という考え方です。

この考え方によれば、税を財源とする福祉の給付には、所得制限を設けたり、受けるサービスの内容を最小限に絞ったりすることが必要不可欠だということになります。税を財源とする福祉の給付とは、主には、高齢者介護サービス（90年代まで）、子ども・子育て支援サービス、障がい者福祉サービスといったケアサービスと、生活保護です。これらの分野で、いちいち受給資格に所得制限を付け（生活保護はその仕組み上仕方がありませんが）、かつ給付の内容を必要最小限にとどめる方向が、戦後長らくとられました。

それだけではありません。サービス受給者に相当の自己負担（サービス利用料）を求めることも、日本では当たり前とされてきました。それは、敗戦直後の1948年に、児童福祉法において、「本人またはその扶養義務者からの（全部または一部の）費用徴収」を規定して以来、高齢者・障がい者福祉にも広がった原則です。そのため、80年代の財政再建期には、福祉サービスの自己負担強化に歯止めがかからず、福祉サービスの利用が生活困窮世帯を生み出す状態が生まれてしまいました。

そもそも、戦後社会保障制度の基本形を提言した1950年の社会保障制度審議会『社会保障制度に関する勧告』は、「国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために自主的責任の観念を害することがあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な費用を醵出せしめるところの社会保険制度でなければならない」と述べました。「自主的責任」を求め、それに（保険料負担という形で）応えてはじめて給付を受けられる社会保険制度こそが、社会保障の中心であるべきだと示したわけです。

この路線を堅持しようとすれば、税による福祉サービスは、「自主的責任」の社会保険制度とは違って「サービスをタダでもらう」仕組みなのだ、という理解が強調されてしまいます。戦後の日本は、まさにそれにより、所得制限、サービスの限定、さらには「タダでもらうのはおかしい」という考えに基づく自己負担の強化という道をたどってしまったのです。

「社会保険主義」から社会保障を解き放つ―誰もが支えられるために

雇用・所得の不安定化や共働きの一般化、そして単身世帯・ひとり親世帯など非典型世帯の増加が際立つ今日の社会において、「自主的責任」を求める社会保険制度に過度に依存するかぎり、人々の経済的自立も、尊厳の保障もままならないことは、もはや明らかです。税により公平に負担を分ちあい、必要な保障を必要な人に届けるための社会保障制度の再構築が一刻も早く求められます。

実は、戦後西側諸国における福祉国家の発展を思想的に裏付けたイギリスの『ベヴァリッジ報告』も、「自主的責任」に基づく社会保険制度を「防貧」政策の基本に位置付けていました。しかし、そのイギリスでも、そしてドイツ・フランスなど「社会保険主義」が色濃い他の国々でも、日本に先んじて貧困や介護・保育など福祉サービスの重要性に気づき、「社会保険主義」の修正を進めてきました。日本では、そのように舵を切るタイミングが遅れ、財政赤字の深刻化や高齢化・少子化の進展、所得の不安定化等に見舞われた90年代以降になってしまったこともあり、政策転換がなかなか進みません。

このように、社会保険料負担の不公平という問題は、日本の社会保障制度を基礎づけてきた「社会保険主義」が生み出した、深刻な現状の一端にすぎません。その解決策は、低所得者の保険料軽減といった狭い対症療法ではなく、社会保障制度全体の構造転換という根本課題のなかに見出すべきだといえるでしょう。

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるための
ヒントとなる書籍を紹介します。

橋本健二『現代貧乏物語』

「貧乏」に立ち向かった河上肇の志を継承し、現代日本の課題に挑む「百年後の名著」というのが朝日新聞に掲載された宣伝文句である。『貧乏物語』は不幸な本であった。河上肇による貧困の解決方法は、金持ちが贅沢をやめるという道徳論であったから、「卑俗にして低調であり、学説として誤謬である。」と酷評され、河上肇もその批判を受け入れ絶版とした。道徳論で貧困は解決できるのかという問いを現代の貧乏物語は超えられたのか。著者は貧困の原因を階級社会だとしているが、階級の廃絶を解決方法としていない。目指すは無階級社会ではなく非階級社会であり、新中間階級が中心となる社会で、それは低賃金労働を「恥じる心」から導かれるというのである。「恥じる心」、これも道徳論ではないのだろうか。

（書評：柴田）

弘文堂
2,000円+税

ロバート・B・ライシュ『最後の資本主義』

著者ロバート・ライシュはクリントン政権の労働長官である。なぜ資本主義の下で格差が拡大するのかという疑問に答えて、著者は不平等は実は市場そのものの中に組み込まれているからだという。「自由市場」と呼ばれるけれど、市場は自然にできたものではなく、国家や法律や企業と同じく、人間によって作られたものであり、人間の作ったルールによって動かされている。しかもそのルールは政治的に強い立場にある人間が作ったものなので、ルールの中にすでに収入や富が下位層から上位層に向かってしまう「事前配分」の仕組みが埋め込まれているのだと主張する。したがって市場のルールをより公平化することができれば、事後に大規模な再分配を行わなくても、望ましい経済を実現することは可能だと説いている。

（書評：合田）

東洋経済新報社
2,200円+税

大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』

著者の大内裕和氏は奨学金問題対策全国会議の運動を作り上げてきた人。その著者にして、奨学金問題の根の深さ、日本の病巣がよくわかるように書かれた良書。第4章のタイトル―奨学金返済で「結婚」「出産」「子育て」できない―。奨学金問題を避けて、一億総活躍社会（もしかして死語）はありえないことを実感。私が読む前に興味を持っていたのは、①奨学金制度改革の財源　②大学進学を望まない人に対する説得力のある説明。前者について、給付型奨学金制度導入と大学授業料値下げの財源として消費増税ではなく富裕層と大企業への課税と述べることに同意したが、その実現性は？　後者について十分な説明がないのは残念だったが、“親の経済力の有無によって「格差」や「差別」が生じている”に強く共感。奨学金問題を放置することは不公正の一つだと思う。

（書評：那須）

朝日新書
780円+税

Q 法人税について、私たち市民が知っておきたいことは？

A 法人税は会社の所得に対してかかる税金です。では、私たち市民には法人税のことなど関係ないのでしょうか？　いいえ、もし会社が払うべき税金を払わなければ、そのしわ寄せは私たち市民に及ぶのですから、大いに関係があります。法人税について私たち市民が知っておきたい問題は何でしょうか。

●国際的な税率引き下げ競争

グローバル経済のもと、各国の企業はより有利な条件を求めて国境を越え、事業や投資を行います。税金もコストと考えれば、少しでも税金の安い国で事業を行うほうがいいわけです。各国の政府も、自国に企業や投資を呼び込むために法人税率を引き下げます。その結果、国際的な税率の引き下げ競争が激化しました。日本の法人実効税率は、2012年度は37%でしたが、2016年度には29.97%に、2018年度には29.74%にまで引き下げられます(図1)。

税率引き下げ競争により法人税が空洞化すれば、各国の税収は、自国から移動できない市民が所得税や消費税などで負担することになります。

英国のEU離脱、米国トランプ政権のアメリカ・ファーストなど、保護主義の暗雲が垂れ込めていますが、税制においても「底辺への競争」に決別し、国際的な協調が必要だといえます。

●大企業優遇の税制

研究開発税制は、企業が研究開発をした場合に、一定の金額を法人税額から控除できる制度です。この減税の恩恵を受けるのは、ほとんどが大企業です。大企業を優遇する租税特別措置法は縮小すべきです。

●復興特別法人税

東日本大震災から6年が経ちましたが、復興は道半ばです。復興を皆で支援するため、復興特別所得税が2013年から2037年までの25年間課せられています。一方で、復興特別法人税は当初3年間の予定だったのを、1年前倒しして2年間で廃止してしまいました。法人も、個人と同様、長期にわたり東日本の復興を支援していくべきではないでしょうか。

●企業・団体献金

2015年分の政治資金収支報告書によると、自民党の政治資金団体への企業・団体献金は22億9492万円と前年比4%増で、増加は4年連続。企業献金のうち9割が自民党に集中しています。経団連は、加盟企業に政治献金を呼びかける一方で、「税制改正に関する提言」において、法人税率の引き下げや研究開発税制の拡充など、大企業に有利な税制改正を要望しています。これでは、税制や予算も、大企業や特定の業界に有利な制度になってしまいます。企業・団体の政治献金は廃止すべきでしょう。

（税理士　内田麻由子）

【図1】法人実効税率の国際比較（2016年4月現在）

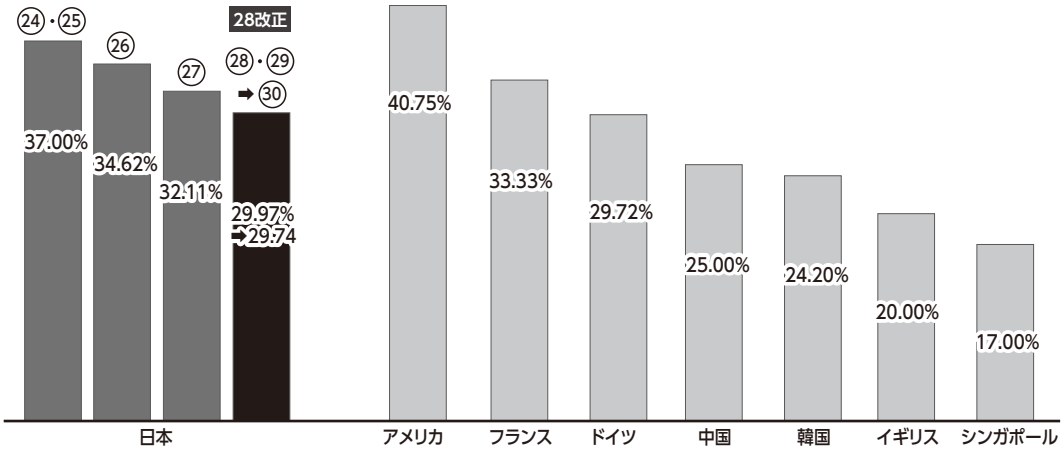

※出典:財務省ホームページ

会員のひろば

会員の皆様といっしょにつくるページ

「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

会員さんの投稿

■分断から連帯へ

日本福祉大学教授、訓覇法子先生の指導の下、昨年2月、1週間ほどのスウェーデン研修に参加しました。短い日程でしたが「公正な税の使い方」を考えるうえで、とても大切な問題に向き合う時間を持つことが出来ました。

日本では「高福祉高負担」という言葉でスウェーデンを語ります。福祉は素晴らしい、でも税金が高すぎると。しかし「高福祉」の内容が、親の収入によらない大学院までの無償教育や、18歳までの無償医療、高齢者ケアの上限制度などであるとしたら、日本人はそれでも「高負担」に反対するでしょうか。

人の一生をトータルで考えた時、収入を得ることのできる世代と出来ない世代が連帯し支え合うシステムは、社会に信頼と安心を生むのだと学びました。なぜスウェーデンは厳しい経済状況の中でもこのシステムを守ってきたのだろうか?この問いに答えるには、単に福祉政策を学ぶだけでなく、スウェーデンが最も大切にしている理念について学ぶ必要があるだろうと思います。

貧困ビジネス、下流老人といった言葉が、すでに違和感なく日常に入り込んでいる社会に私たちは暮らしています。命綱であるはずの生活保護を水際で食い止め、悪(不正受給)撲滅を掲げるソーシャルワーカーたちを生み出す社会でもあります。こうした社会の根底には、相互不信と不安を生み出す「市民の分断」があるのは確かでしょう。

日々の生活に追われ、漠とした将来の不安に追われる毎日です。それでも諦めることなく、家庭で、職場で、生活のさまざまな場面で、隣人たちと声をあげて行こうと思います。そうした行動こそが不信と不安よりは信頼と安心を、この社会にもたらしてくれるのではないでしょうか。

(趙貞淑　会社員)

■防衛省の研修推進制度はパイプの付け変え!

最近の政府の動きを見ると、この国が戦争への道をまっしぐらに進んでいるように感じます。

先日、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」の予算額が110億円に拡大、他方で大学への運営費交付金は実質的には減額だと報道されました。このため、防衛省からの研究委託に関心を寄せる大学の研究者が出てきているとのこと。

この報道を聞いて「経済的徴兵」という言葉が浮かびました。どちらも資金的(大学ならば研究費、個人ならば学費、生活費)に枯渇状態を作り、そこに資金をちらつかせることで、軍事的な方向に仕向けようという意図が透けて見えます。同じ国民の税金でありながら、本来の文部科学省から大学に行くべき研究費が、防衛省というパイプに付け変えられることで、大学での研究の性格がねじ曲げられてしまいます。軍拡の歯止めのためにも、教育・研究の中立化、教育の無償化を訴え続けなければならないでしょう。

(平石泰基　66歳　社団法人職員)

投稿募集中

会員のひろばへ投稿をお寄せください。本文300字程度、タイトルもつけてください。
投稿方法:①氏名　②職業　③年齢(任意) ④電話番号を明記の上、Eメールにて、
uchida@n-sk.org(内田)までお送りください。

と「団体会員」によって成り立っています。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください！

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。

※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

団体会員

「今こそストップ！患者負担増」の世論を待合室から

全国保険医団体連合会

全国保険医団体連合会は、全国の保険医協会・保険医会からなる10万5000人の医師・歯科医師の団体です。

いま、あらゆる世代の貧困が社会問題となっています。

うち、医科診療所は4割、歯科診療所では5割で、「経済的理由による治療中断」を経験しています。さらに「薬が切れているはずなのに受診にこない」「重症化してから受診する患者が増えた」といった患者さんの実態が報告されています。

そんな現実があるにも関わらず、2015年6月30日に公表された「骨太方針2015」は、医療をはじめとする社会保障費の削減を重点課題とした「経済・財政再生計画」を掲げました。

「経済・財政再生計画」では、2016年度から2018年度までの3年間、社会保障費の自然増を1.5兆円（1年にすると5000億円程度）に抑えることにしています。そのため、毎年の予算編成では、社会保障費が削減されてきました。

自然増圧縮のために進めてきたことは、診療報酬・介護報酬のマイナス改定と患者負担増などです。

2017年度予算では、70歳以上の高額療養費の上限額の引き上げなどで自然増1400億円を削減しました。うち、患者・利用者の負担増で約440億円です（下記表の※）。2017年度一般会計の当初予算は約97.5兆円ですから、わずか0.045%にしかすぎません。また、負担増計画が全面的に実施された場合だと3500億円（推定）ですが、それでも、0.36%（推定）にすぎません。このような額なら予算のわずかな組み替えで削減をやめることができます。国家予算ではわずかな額の削減であっても、一人ひとりの生活に大きく響きます。将来、のべ1500万人以上の方が負担増の影響を受けます。

2017年の社会保障費自然増1400億円削減によって患者さんが犠牲に

医療	高額薬剤オプジーボの薬価引き下げ	▲ 200億円
	協会けんぽの補助金の減額	▲ 320億円
	70歳以上の高額療養費の上限額の引き上げ	**▲ 220億円※**
	後期高齢者の保険料の「軽減特例」の縮小・廃止	**▲ 190億円※**
	65歳以上の療養病床の居住費（光熱水費）の引き上げ	**▲ 20億円※**
介護	**高額介護サービス費の上限額引き上げ**	**▲ 10億円※**
	介護納付金の総報酬割の導入	▲ 320億円
	合　計	**▲1400億円**

将来、のべ1,500万人が負担増に

「これ以上の患者負担はもう限界」という患者さんの声を国会に届け、患者負担増をとめる。いま、私たちは、その思いで「今こそストップ！患者負担増」署名に取り組んでいます。患者さんに寄り添う医師・歯科医師が訴える署名です。ぜひ、ご協力ください。

「保団連　待合室キャンペーン」で検索してください。

署名用紙をダウンロードできます。

http://hodanren.doc-net.or.jp/undou-campaign/index.html

活動報告

1/24 主婦会館にて、第8回学習会「拡大する住まいの貧困と住宅セーフティネット」（講師：一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事　稲葉剛氏）を開催しました。

3/24 主婦会館にて、第9回学習会「スウェーデンがなぜ普遍主義を選択し、重視するのか？　誰でも、いつでも、どこでもを原則とする社会権保障」（講師：日本福祉大学教授　訓覇法子氏）を開催しました。

3/28 神楽坂のキイトス茶房にて、「税金カフェ」を開催しました。参加者25名。第1部「立憲主義と人権から考える公正な税制とは」弁護士　宇都宮健児氏、第2部「公平な税金の集め方をみんなで考えてみよう」税理士　内田麻由子氏。

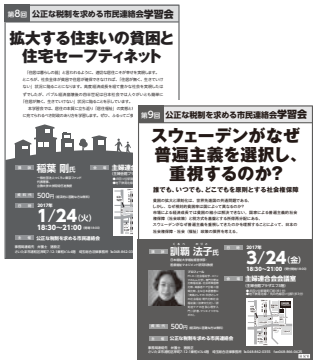

開催予告

事前予約不要

公正な税制を求める市民連絡会 設立2周年記念集会

誰もが支えあう税制へ ～格差社会を乗り越えるために～

日　時 2017年 5月28日(日) 13:15～ (13:00受付開始)

会　場 日司連会館 地下ホール

東京都新宿区本塩町9番地3
TEL03-3359-4171

JR中央線・総武線
四ツ谷駅徒歩5分／
東京メトロ　丸の内線・南北線
四ツ谷駅徒歩6分

資料代 1,000円

プログラム

13:15	総会
13:30	設立2周年記念集会 (1) 記念講演 **「誰もが支えあう税制とは ～普遍主義の実現に向けて」**（仮題） 講師　井手 英策氏（慶応大学教授） (2) パネルディスカッション 徹底討論**「普遍主義は本当に実現可能か?」** 《パネラー》 井手 英策氏（慶応大学教授） 稲葉 剛氏（一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事） 宇都宮 健児氏（弁護士・公正な税制を求める市民連絡会共同代表） 赤石 千衣子氏（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長） 《コーディネーター》 猪股 正氏（弁護士・公正な税制を求める市民連絡会事務局長）
16:50	終了

共催：公正な税制を求める市民連絡会、全国青年司法書士協議会

個人会員・団体会員を募集中！

入会された方には年4回、会報を郵送します。また会員専用ML（メーリングリスト）にもご参加いただけます。 ▶P7右上参照

入会方法

①ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所等をご記入のうえ、事務局へFAX(048-866-0425)にてお送りください。

②年会費をお振込みください。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです（年の中途で入会した場合でも年会費の月割りはありません）。

年会費

団体1口／1万円　個人1口／2千円　学生1口／500円

振込先

ゆうちょ銀行　口座名義:公正な税制を求める市民連絡会

【ゆうちょ銀行から振込みの場合】
記号番号:10160−446381

【他行から振込みの場合】
ゼロイチハチ(018)支店　普通預金　口座番号:0044638

編集後記

■慶応大の井手英策教授が座長を務めた、小田原市「生活保護行政のあり方検討会」報告書は、「小田原市の問題を対岸の火事とせず、人びとが傷つけ合う悲しい状況が一日も早く改善することを、市民と行政が手を携え合いながら、人間の幸福を追い求めるあらたな第一歩がここにはじまることを、私たちは心から願っている。未来を変えるのは未来の人間ではない。いまを生きる者たちの意志である。」とむすばれていました。子や孫の世代に、少しでも平和な社会を遺したいですね。（内田）

■イギリスのEU離脱の決定に続く、アメリカのトランプ大統領の登場で、「自国第一主義」の風潮が台頭している。グローバル化された世界の中で、大国が「自国第一主義」をとれば、他の国に思わぬ害悪を及ぼす。法人税の引き下げ競争がそのよい例だ。税率引き下げ競争は際限なく続き、各国の税収を奪う。これに歯止めをかけることができるのは、グローバルなタックス・ジャスティス運動である。（合田）

DESIGNED BY MIXFIX